

南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進協議会（以下「協議会」という。）は、町内における、木質バイオマスエネルギーの消費拡大等の取組を効果的に展開していくため、木質バイオマスストーブ又は木質バイオマスボイラーを住宅及び事業所並びに生産施設等に設置する者に対し、予算の範囲内において、南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマスストーブ 薪、木炭、チップ、ペレット等を燃料とする暖房器具のことをいう。
- (2) 木質バイオマスボイラー 薪、チップ、ペレット等を燃焼させて得た熱を水に伝え、水蒸気や温水に換える熱交換装置を持った熱源機器をいう。
- (3) 住宅 人の居住の用に供する家屋をいう。
- (4) 事業所 生産及び営業活動の用に供する建物をいう。
- (5) 生産施設 農林水産業の1次産品を生産、加工の用に供する施設をいう。

(交付対象者及び交付条件)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有する個人、自治会若しくは町内で活動する市民団体又は町内に事業所、生産施設等を有する事業者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 自ら居住する住宅又は活動施設（団体の活動のために使用する施設をいう。）若しくは事業所、生産施設等に設置する者であること。
- (2) 導入設備の使用状況等について、協議会が行うモニター調査及び事例発表等の啓発事業に協力すること。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び限度額は、次の表に定めるところとする。

種 別	補助対象経費	補助率及び限度額
木質バイオマスストーブ	本体の購入及び設置に要する経費とする。	補助対象経費の2分の1以内とし、25万円を限度とする。
木質バイオマスボイラー	本体及び本体と一体として購入する設備並びに設置に要する経費とする。	補助対象経費の2分の1以内とし、1,000万円を限度とする。

2 前項の基準により算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図

- (2) 設置箇所の平面図又は写真
- (3) 設置機器の詳細図（カタログなど）
- (4) 見積書又は契約書
- (5) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の申請書が提出された時は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

（変更承認申請）

第6条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の変更承認申請書類が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

（実績報告）

第7条 申請者は、機器設置完了後30日以内又は3月15日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 完了写真
- (2) 支払証明書

（額の確定及び補助金の交付）

第8条 会長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときはその額を確定するとともに、補助金額の確定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知し、速やかに申請者が指定する口座へ振り込むものとする。

（書類等の整備）

第9条 申請者は、本事業にかかる書類等については、事業の完了した翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助金交付の取り消し）

第10条 会長は、申請者が次の各号に該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条 会長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。